

道路占用料一覧

単位：円

占用物件		占用料		
		単位	現行	改定後
道路法第3 2条第1項 第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	430	<u>530</u>
	第2種電柱		670	<u>810</u>
	第3種電柱		900	<u>1,100</u>
	第1種電話柱		390	<u>470</u>
	第2種電話柱		620	<u>750</u>
	第3種電話柱		850	<u>1,000</u>
	その他の柱類		39	<u>47</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき	4	<u>5</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	380	<u>460</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	230	<u>280</u>
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき 1年	780	<u>940</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	<u>390</u>
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	590	<u>580</u>
	その他のもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	780	<u>940</u>

占用物件			占用料			
			単位	現行	改定後	
道路法第3 2条第1項 第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メー トルにつき 1年	16	<u>20</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23	<u>28</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35	<u>42</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47	<u>56</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70	<u>85</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93	<u>110</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160	<u>200</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230	<u>280</u>	
外径が1メートル以上のもの		470	<u>560</u>			
道路法第3 2条第1項 第3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	道路法第 2条第2 項第5号 に規定す る自動運 行装置に よる検知 の対象と して設置 する導線 その他の 線類	地下に設け るもの	長さ1メー トルにつき 1年	2	<u>3</u>
			その他のもの		8	<u>9</u>
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき 1年	620	<u>750</u>
		その他の もの	上空に設け るもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	390	<u>470</u>
			地下に設け るもの		230	<u>280</u>
		その他のもの			780	<u>940</u>

占有物件			占有料		
			単位	現行	改定後
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	780	<u>940</u>
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路			290	290
	地下に設ける通路			180	180
	その他のもの			780	<u>940</u>
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	6
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	59	<u>58</u>	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59	<u>58</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590	<u>580</u>

占用物件		占用料			
		単位	現行	改定後	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき 1年	620	<u>750</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	6	6
		その他のもの	1本につき 1月	59	<u>58</u>
	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59	<u>58</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき	590	<u>580</u>
		その他のもの	1月	290	290
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	780	<u>940</u>	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	59	<u>58</u>	

占有物件		占有料		
		単位	現行	改定後
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	78	94
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額

占有物件		占有料		
		単位	現行	改定後
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	<u>Aに0.026を乗じて得た額</u>
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>